

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年10月13日 10時00分～12時24分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側：第1回提示額 990円（48円引上げ） 根拠：連合の春季生活闘争の回答の最終集計結果より、有期・短時間・契約等労働者等の賃上げ率が5.01%なので、特定最低賃金額942円に5.01%をかけると47.19円となり、切り上げてプラス48円とした。</p> <p>労働者側：第2回提示額 987円（45円引上げ） 根拠：電気連合に加盟している組合の今春の交渉の中で、18歳の最低賃金の引上げ率が4.6%であったので、特定最低賃金942円に4.6%をかけると43.33円となり、切り上げて44円、これに隣接県との格差改善分1円をプラスしてプラス45円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 971円（29円引上げ） 根拠：総務省の8月分の消費者物価指数の生鮮食品を除く総合指標の前年同月比が3.1%になるので、これを現行の942円にかけると29.2円となり、端数を切り捨てプラス29円とした。 電気産業については、日銀高松支店が発表している県内の金融経済概況において、令和4年5月から現在に至るまで、電気機械は弱めの動きが続いていると表現されている。 他産業よりもコロナ禍からの回復が遅れているという状況にあり、他と同じように上げるといわけにはいかないと考えている。</p> <p>使用者側：第2回提示額 975円（33円引上げ） 根拠：令和5年の民間主要企業の賃上げ率が3.6%であり、これを現行の特定最低賃金942円にかけると33.91円となり、端数を切り捨てプラス33円とした。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：プラス40円 時間額 982円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		